八戸圏域水道企業団給水装置工事に関する要綱

平成23年9月30日

改正　平成29年11月29日

令和7年5月23日

（総則）

第1条　この要綱は、八戸圏域水道企業団給水条例（昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号。以下「条例」という。）及び八戸圏域水道企業団給水条例施行規程（昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第26号。以下「規程」という。）に規定する給水装置工事の設計審査及び工事検査について、必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第2条　給水装置工事をしようとする者が、次の各号に掲げる給水装置工事を施行するときは、当該給水装置工事の申込みを行う前に、企業長と協議しなければならない。

(1)　直結式給水で給水管の口径が30ミリメートル以上の給水装置工事

(2)　直結式給水による中高層建築物に係る給水装置工事

(3)　受水槽式給水による給水装置工事

（事前調査）

第3条　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、事前調査を行うものとする。

(1)　被分岐管の所有者、管種及び口径

(2)　道路の所有者及び舗装種別

(3)　利害関係の有無

(4)　所要給水栓数、給水用具及び所要水量

(5)　給水方式

(6)　分岐口径及び給水管の口径

(7)　配管経路

(8)　止水栓及びメーターの設置場所

(9)　既設の給水装置があるときは、既設の完成図面との照合

(10)　開発行為等での給水管取出工事（配水管等から分岐した給水管を仕切弁又は止水栓にて閉栓する工事をいう。ただし、元仕切弁等以降に複数の取出しがある場合を除く。）の有無

(11)　配水管布設路面からの高低差

(12)　水圧

（給水装置工事承認申請書の作成方法）

第4条　給水装置工事承認申請書の作成方法は、次のとおりとする。

(1)　「お客さま番号及び工事番号」欄

お客様番号及び工事番号を記入する。

(2)　「申込者」欄

給水装置工事の申込者の住所及び氏名を記入し、押印する。

(3)　「指定給水装置工事事業者」欄

給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者の氏名又は名称、住所、代表者氏名、電話番号及び事業者コード番号を記入し、押印する。

(4)　「工事の場所」欄

給水装置工事の工事場所(住居表示指定区域は、住居表示番号とし、町内名等の通称は使用しない。分筆前等で地番が不明のときは、完成切替時に訂正記入する。)を記入する。

(5)　「工事の内容」欄

1．新設(a新設　b仮設　c新改)、2．改造、3．撤去のいずれかを丸で囲む。

(6)　「元管口径」欄

本管の場合は、当該本管の口径を記入し、私管の場合は、配水管(補助管)からの分岐口径を記入する。

(7)　「分岐口径」欄

分岐する管の口径を記入する。

(8)　「受水槽」欄

受水槽の有又は無のいずれかを丸で囲み、有を丸で囲んだ場合は、有効容量を記入する。

(9)　「経由区分」欄

経由区分について、有又は無のいずれかを丸で囲む。

(10)　「道路占用申請」欄

道路占用申請が有る場合は、道路占用申請の区分についていずれかを丸で囲み、申請月日を記入する。この場合においては、占用受付票の写しを添付する。

(11)　「完成予定日」欄

給水装置工事の完成予定日を記入する。

(12)　「事前協議」欄

事前協議の有又は無のいずれかを丸で囲み、有を丸で囲んだ場合には、協議者名及び協議内容を記入する。

(13)　「中高層協議」欄

中高層建築物に係る事前協議がある場合には、協議番号を記入する。

(14)　「水圧」欄

水圧を測定したときの日時及び水圧を記入する。

(15)　「私設消火栓」欄

私設消火栓に係る給水装置工事を施行する場合に、口径及び設置数を記入する。

(16)　「メーター」欄

既設、返納又は新設に係る給水管の口径及びメーターの個数を記入する。

(17)　「加入金」欄

加入金の額、当該加入金の納入の通知日及び納入日を記入する。

(18)　「承諾書」欄

ア　「支分」欄

他人の給水装置から分岐引用しようとする場合は、当該給水装置の所有者の氏名及び住所を記入し、押印する。

イ　「土地」欄

他人の土地内又は土地を経過し給水装置を設置する場合は、当該土地の所有者の氏名及び住所を記入し、押印する。

ウ　「家屋」欄

他人の建築物内に給水装置を設置する場合は、当該建築物の所有者の氏名及び住所を記入し、押印する。

(19)　「撤去工事の取扱い」欄

規程第41条第2項に基づく給水装置の撤去に係る同時申請特例を希望しない場合に、返納するメーターの個数、給水管の口径及び当該給水装置工事の申込者の氏名を記入し、押印する。

(20)　「給水装置工事主任技術者氏名」欄

給水装置工事主任技術者の氏名及び当該主任技術者証の公布番号を記入し、押印する。

(21)　「委任状」欄

給水装置工事の申込み、当該工事の施行、加入金の納付並びに工事検査手数料の納付に関する委任者の氏名及び当該委任の受任者の氏名及び住所を記入し、それぞれ押印する。

(給水管の口径)

第5条　給水管の口径は、規程第2条に基づき、以下のとおり選定する。ただし、企業長が必要があると認めるときはこの限りでない。

給水栓数(栓)	給水管の口径(ミリメートル)
1～4	13
5～15	20

16～30	25
31以上	水理計算による

（設計変更の基準）

第6条　給水装置工事の申込者は、当該給水装置工事の完成前に加入金の額に変更が生じるときは、設計変更をしなければならない。

（設計審査に必要な図面）

第7条　設計審査に必要な図面は、位置図、平面図、立面図及び必要に応じて配置図、詳細図及び道路横断図とする。

2　給水装置工事の内容が複雑又は規模が大きいことにより所定の図面に書き表しきれない場合は、当該図面を複数に分割することができる。この場合においては、図面を判断しやすい部分で分割するものとする。

3　設計審査に必要な図面は、詳細、明瞭及び正確に記入し、何人にも理解し得るように作図しなければならない。

（工事検査の申込み）

第8条　工事検査の申込みは、原則として工事検査予定日の2日前までに受け付けるものとし、受付にあたっては、次の事項を確認しなければならない。

(1)　完成図のほか工事写真、給水装置工事検査記録表、給水装置工事使用材料調書、給水装置工事自社検査報告書、完成図書送付用封筒、申請場所及びメーター位置（メーターを設置しない工事に関しては止水栓又は仕切弁の位置）が明記された住宅地図、その他必要に応じた書類が添付されていること。

(2)　完成図と企業長が承認した設計審査に要する図面に相違がないこと。

2　前項各号の完成図面は、前条の設計審査に要する図面にオフセット図を加えたものとする。

（工事検査）

第9条　工事検査は、次の各号に掲げる基準に基づき行うものとする。

(1)　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）及び八戸圏域水道企業団給水装置の構造及び材質等の基準に関する規程（昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第27号）に規定する基準に適合しているものであること。

(2)　完成図面どおりに施工されたものであること。

(3)　配水管等に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の条件について、企業長の指示どおり施工されたものであること。

(4)　埋戻し後の路面復旧が適正で、かつ、埋設深度が所定の深さ（公道部分にあっては、道路管理者の指示する深さ、通路内にあっては0.8メートル以上、宅地内にあっては0.6メー

トル以上)であること。

(5)　防寒防護について、十分機能を果たすものであること。

(6)　給水装置の漏水の有無を確認するため、次のアからオの水圧検査を行い異常のないものであること。

ア　給水装置の新設の場合は、水圧1.75メガパスカルを1分間以上保持し異常のないこと。

イ　給水装置の改造の場合は、水圧0.75メガパスカルを1分間以上保持し異常のないこと。

ウ　割T字管については、水圧1.0メガパスカルを5分間以上保持し異常のないこと。ただし、常圧が0.75メガパスカル以上については、八戸圏域水道企業団工事共通仕様書(土木・管工事編)によること。

エ　サドル付分水栓については、1.75メガパスカルを1分間以上保持し異常のないこと。

オ　口径が75ミリメートル以上のものについては、八戸圏域水道企業団工事共通仕様書(土木・管工事編)によること。

(7)　給水栓等の先端から出る水道水が、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に規定する所定の残留塩素を含有しているものであること。

(8)　最小動水圧が、0.15メガパスカル以上であること。

(9)　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(10)　給水装置(私設消火栓を除く。)に係る給水栓等がいずれもメーターを経由しているものであること。

(11)　メーターの位置が規程第15条に定める基準に基づき設置されていること。

(12)　工事検査実施前に給水していないこと。

(13)　指名された主任技術者の管理指導監督が行われていること。

(14)　給水装置の水栓番号、指定給水装置工事事業者名及び給水装置工事番号を明記した指定のステッカーが貼られていること。

(15)　アパートなど各戸ごとの部屋番号をメーターます内に記入すること。

(16)　前各号に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守したものであること。

(現場検査)

第10条　現場検査は、露出している給水栓等のほか、埋設箇所、床下及び壁中配管については、施工中の写真により検査する。また、必要に応じて次に掲げる埋設個所を指定給水装置工事事業者に掘削させ、一部露出させて検査することができる。

(1)　異種管の接続箇所

(2)　給水管の分岐箇所、配管経路及び埋設深度

(3)　屋外の水抜栓又は不凍式給水栓の根元の排水装置

(4)　給水管の防蝕又は防護の措置を施した箇所

(5)　その他企業長が指示する箇所

2　企業長は、給水装置工事の完成後において現場検査の実施が困難と認めたときは、当該給水装置工事の完成前に検査(以下「中間検査」という。)を行うことができる。

(写真検査)

第11条　写真検査は、原則としてメーターが1個であり、かつ、分岐口径が25ミリメートル以下の給水装置工事のうち、次に掲げる給水装置工事について行うものとする。ただし、企業長が、必要があると認めるときは、前条第1項各号に掲げる箇所の全部又は一部について、現場検査によることができる。

(1)　水洗化工事(大便器、小便器、手洗設備等の設置又は改造をする工事をいう。)

(2)　給水管取出工事

(3)　配水管等から分岐した給水管の閉止又はチーズを撤去する工事

(4)　仮設工事(工事用水又は仮設の建築物等に臨時的に水道を使用するために給水装置を設置する工事をいう。)

(5)　分岐口径を変更することなく、給水管の口径又は管種の変更若しくはメーターの移設を含む給水装置の全部又は一部を改造する工事

2　写真検査は、次の各号に掲げる施工箇所の写真により検査するものとする。ただし、企業長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)　公道内における分岐、配管、埋戻し及び路面復旧の施工個所

(2)　分岐止め作業実施箇所

(3)　床下及び壁中配管箇所(防寒及び防護の措置を施した箇所を含む。)

(4)　屋内の水抜栓又は不凍式給水栓の根元の排水装置

3　写真検査に用いる写真は、カラー写真とし、11.0センチメートル×7.5センチメートル程度の大きさのものとする。

4　写真検査に用いる写真には、給水装置工事番号、当該給水装置の設置場所、申込者名、工種、撮影年月日及び指定給水装置工事事業者名を記入したカラーボード(60センチメートル×45センチメートル)に、必要に応じて被写体の寸法が判定できるように箱尺又はリボンテープを写し込むものとする。

(検査職員の職務)

第12条　検査職員は、条例、規程及び関係法令の規定に基づき、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2　工事の検査命令は、給水装置課長が当該所属職員に対して行う。

3　検査職員は、検査の実施にあたり、当該給水装置工事を施行した主任技術者を立ち会わせることを求めることができる。ただし、主任技術者に支障があるときは、事前に企業長の承認

を得て、他の主任技術者に立ち会わせることができる。

4　検査職員は、検査の実施にあたり、指定給水装置工事事業者に対し、検査に必要な器具類を準備させることができる。

5　検査職員は、検査の終了後、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1)　閉栓又は開栓の確認をすること。

(2)　私設消火栓の封印をすること。

(3)　給水装置の撤去等の場合にあっては、返納されるメーターを受理すること。

(4)　給水装置工事の申込者に、水抜栓又は不凍式給水栓等の給水装置の取扱方法の説明の有無を確認すること。

6　検査職員は、検査の時点で次の各号に該当すると認めたときは、当該指定給水装置工事事業者に対し、一定期間内に給水装置を一部改良し、完成図面の修正等必要な措置をとるよう指示するとともに、当該一部改良後にこれをあらためて検査しなければならない。

(1)　他の地下埋設物又は構築物により、給水装置の構造等に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2)　その他給水装置の維持管理上適当でないと認められたとき。

7　検査職員は、工事検査の結果、修正を要する事項があるときは、当該指定給水装置工事事業者に対し、文書又は口頭で一定期間内に修正するよう指示し、当該修正後に再検査をしなければならない。

（工事検査手数料）

第13条　検査職員は、工事検査の申込みの際、工事検査手数料を徴収するための手続きをとらなければならない。

2　前項の手数料は、第10条第2項に規定する中間検査又は前条第7項に規定する検査を行ったときは、これを1回とみなして徴収する。ただし、同条第6項に該当する場合は、この限りでない。

（工事検査の報告）

第14条　検査職員は、検査が終了したときは、検査結果を給水装置工事承認申請（承認）書により報告しなければならない。

（一部改正〔平成29年11月29日〕）

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

（八戸圏域水道企業団給水装置工事検査要綱等の廃止）

2　次に掲げる要綱等は、廃止する。

(1)　八戸圏域水道企業団給水装置工事検査要綱(昭和61年4月1日制定)

(2)　八戸圏域水道企業団給水装置工事設計審査要綱(平成10年4月1日制定)

(3)　給水装置工事検査種類の指針(平成11年4月1日制定)

(4)　給水装置工事写真の撮影基準(昭和61年4月1日制定)

附　則(平成29年11月29日)

この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

附　則(令和7年5月23日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。